

(概要版)

川島町地域防災計画

～災害に強いまちを目指して～

日頃から町民の皆様一人ひとりが
防災・減災について考え、地域で支
え合いながら、自然災害に備えま
しょう！



かわみん

かわべえ

大地震や洪水などの自然災害による被害を最小限におさえ、地域に生活する人々の生命・身体・財産を保護するために、自治体や防災関係機関が実施する平常時の備えや災害発生時の対応などを定めたものが地域防災計画です。

川島町地域防災計画は、町域において起こりうる災害に対して、町、防災関係機関、町民、事業所などがそれぞれ果たすべき責務と役割について記述したもので、町の災害対策の基本となる計画です。

計画の構成

川島町地域防災計画には、防災対策における基本方針を示してあり、以下の4編で構成し、それぞれ次の災害について定めています。

本編	第1編 総則	計画の目的など
	第2編 震災対策計画	地震災害
	第3編 風水害対策計画	水害、風害（台風、竜巻など）
	第4編 その他災害対策計画	その他の災害（大雪被害など）
資料編		条例、基準、災害協定、各種データなど

川島町で想定される災害

1. 地震災害

本町において大きな被害の発生が予想される地震と、その被害想定結果は以下に示すとおりです。

被害想定の対象とした「茨城県南部地震」は、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率が70%と予測されている、切迫性が高い地震です。

そのため、町では、この地震に備えるため、食料・生活必需品などの備蓄、建物の耐震化及び避難所の整備など、様々な防災対策を推進しています。

■ 地震被害想定結果

想定地震	茨城県南部地震
地震のタイプ	海溝型
マグニチュード	7.3
川島町の震度	5強
地震発生確率	今後30年以内に70%（南関東地域として）



■ 想定地震の概要

被害想定項目		地震被害	主な防災対策	
建物被害	全壊	78棟	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化の推進 ○被災建築物危険度判定体制の整備 ○初期消火体制の整備 ○仮設住宅用地の選定 	
	半壊	140棟		
	焼失	1棟		
人的被害	死者	0人	○医療救護班の派遣体制の整備	
	負傷者	4人		
	うち重傷者	0人		
生活支障	避難者	(1日後) 168人	<ul style="list-style-type: none"> ○想定避難者数(約200人)を収容可能な指定避難所の整備 ○想定避難者数に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ○避難情報の多様な伝達手段の整備 ○一時滞在施設の確保 	
		(1週間後) 182人		
		(1ヶ月後) 171人		
	帰宅困難者	(平日) 3,349人 (休日) 2,596人		
ライフライン	上水道	断水人口	214人	<ul style="list-style-type: none"> ○配水管、浄水施設の耐震強化 ○給水体制の整備 ○下水道施設の耐震強化 ○仮設トイレの確保 ○防災拠点における非常電源の確保 ○多様な情報伝達手段の整備
	下水道	機能支障人口	2,540人	
	電力	停電人口	(直後) 6,066人	
			(1日後) 924人	
	電話	不通回線率	0.04%	
携帯不通率		0.00%		
その他	廃棄物	災害廃棄物	(重量) 1.9万ト (体積) 1.3万m ³	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理体制の整備 ○廃棄物仮置き場候補地の選定

2. 風水害

川島町は、周囲を河川（荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川）に囲まれた平坦地であることから、これまでに、これらの河川による幾度かの洪水被害に見舞われてきました。

町では、周囲の河川がはん濫した場合、最悪のケースでは町域すべての地域が浸水すると予測されています。浸水深は、コミュニティセンターから南側の広い範囲で最大 5.0m 以上となり、それ以外の浸水想定区域のほとんどが 2.0~5.0m 未満と予測されています。

そのため、町では、いざというときに迅速・安全な避難が可能なように、洪水（内水）ハザードマップを作成し、皆様のご家庭に配布しています。「もしも」のときでも、あわてず冷静に行動できるように、日頃からご家族で確認をお願いします。

■河川別浸水想定区域内の要避難人口（平成 24 年調査時点）

地 区	地区内人口 (人)	要避難人口（人）				
		荒川	入間川	越辺川	都幾川	市野川
中 山	7,200	6,900	800	6,900	4,700	200
伊 草	6,700	6,700	6,400	6,700	6,700	100未満
三保谷	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	100
出 丸	1,700	1,700	1,600	1,700	1,600	100未満
八ツ保	2,300	2,300	2,000	2,300	2,300	100
小見野	2,000	2,000	1,000	2,000	2,000	1000
計	22,000	21,700	13,900	21,700	19,400	1,500

※表掲載の人口はおおよその数

※要避難人口は、浸水深が0.5m以上（床上浸水）の浸水想定区域内の人口



集中豪雨による出水
荒川・市野川合流点付近
(平成 11 年 8 月 15 日)
-写真撮影：国土交通省-



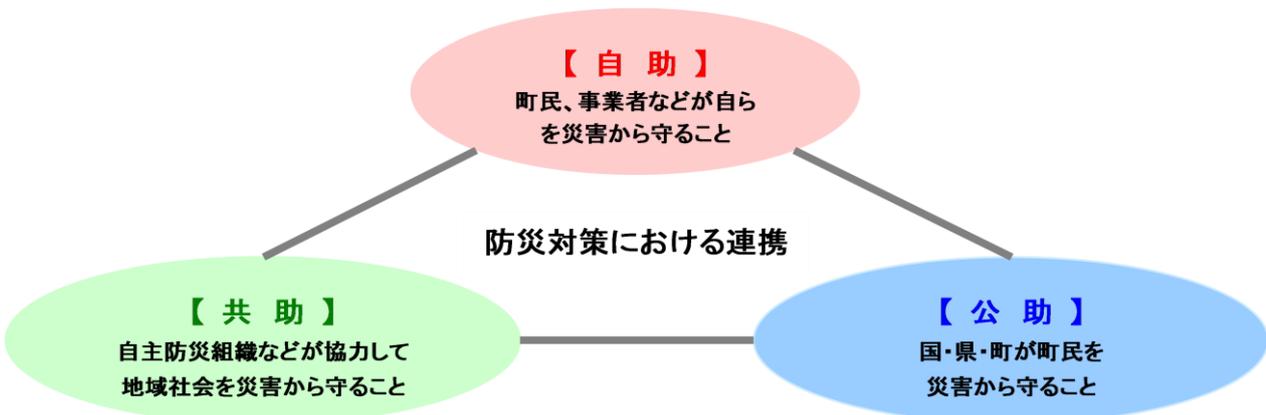
災害対応の基本的な考え方

自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備

大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちですが、これまでの教訓が示すように、行政による災害対応には限界があります。

そのため、大規模災害に際しては、自分で自分自身や家族の安全を守る「自助」や、地域や自治会でお互いに助け合う「共助」が、特に求められます。

そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を以下のとおり設定し、地域における防災力の整備、強化を図ります。



災害に対する備え（予防計画で定めること）

1. 町民の安全を守るための諸施策～公助の取り組み～

大地震から人命を守る住宅などの整備

町内には、建築基準法の新耐震基準（昭和56年施行）以前に建てられた木造住宅がみられ、大規模地震が発生した場合には、住宅の倒壊などにより人命を損なう危険性があることから、住宅の耐震診断と耐震補強を促進していきます。

避難行動要支援者への避難支援体制の構築

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者は、災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々が不可欠となっています。

このため、本町では「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時に自主防災組織などの地域の皆さん方と一体となって地区別に避難行動要支援者の避難を支援する体制づくりを進めています。

集中豪雨時における情報伝達及び避難体制の構築

過去に内水はん濫のあった箇所や、国・県が公表する浸水想定区域などの災害危険区域に対する情報伝達体制を整備し、避難の遅れによる孤立などを事前に回避するための、有効な避難体制を構築していきます。

安全な避難所などの整備

大規模災害発生時には、避難生活が長期化し、トイレの不足やプライバシー欠如などから多大なストレスが生じ、健康を損ねるケースも多くみられます。

特にこうした状況は、高齢者や障がい者など要配慮者において、より深刻な問題となることから、町では災害時における安全な避難生活環境を確保し、避難された方々の健康を確保するための対策を進めています。

防災拠点の整備

大規模な災害が発生した場合において、迅速で円滑な応急対策活動を実施するためには、平常時からの各種防災拠点の整備が必要です。整備の必要な防災拠点としては、次の施設などがあげられます。

- ・ 防災中枢拠点（町役場庁舎）
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所（一覧は9ページ参照）
- ・ 食料、生活物資の備蓄施設
- ・ 救援物資の集積・配給拠点
- ・ ヘリポート（防災救急ヘリコプターやドクターヘリの離着陸場）
- ・ 医療、救護拠点



町役場庁舎



太陽光発電パネル(町役場庁舎屋上)

2. 町民の備え ～自助の取り組み～

・町民一人ひとりが取り組むべきこと

防災知識を学び、身につける

- ・ 防災に関する知識の修得
- ・ 地域固有の災害特性の理解と認識
- ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ・ 各種防災訓練への参加

いざというときの避難に備える

- ・ 避難場所、避難路の確認
- ・ 地域内の要配慮者の把握
- ・ 飲料水、食料、生活必需品などの備蓄
- ・ 情報収集手段の確保
- ・ 家庭内の安否確認手段確保

地震の揺れに備える

- ・ 家屋などの耐震補強の促進
- ・ 家具の転倒防止対策
- ・ ブロック塀などの改修及び生垣化

地震の揺れに伴う火災に備える

- ・ 火気使用器具などの安全点検
- ・ 住宅用火災報知器の設置と火災予防措置



家具の転倒防止対策

阪神・淡路大震災での死者の80%以上が家屋の倒壊や家具などの転倒による圧迫死でした。「自分の命、安全は自分で守る」ために、家具や家電製品の転倒防止を心がけましょう。

飲料水、食料、生活必需品等の備蓄

災害に備え、普段から家庭内での備蓄を行いましょう。飲料水及び食料品は最低3日分(できれば1週間)を確保しましょう(水は1人1日3リットルを目安)。

家庭内の安否確認手段確保(災害用伝言ダイヤルの体験利用)

普段から家庭内で災害時の連絡手段を確認しておくとともに、災害用伝言ダイヤル「171」の操作を体験してみましょう。

体験利用日は毎月1日・15日と防災週間(8/30～9/5)などです。

情報収集手段の確保(かわべえメールの登録)

川島町では、防災情報伝達手段として、携帯電話、パソコンへ電子メールで、町からの様々な情報を配信する「かわべえメール」システムを運用しています。万一来に備え、情報を迅速に入手できる手段を確保しておきましょう。

登録方法



1. 下記アドレスまたはQRコードから空メールを送信
2. 返信メールの登録画面(URL)へアクセス(接続)
3. サイト内案内の順に従い設定 ⇒登録完了

アドレス：bousai.kawajima-town@raidai.ktaiwork.jp



QRコード



3. 地域（自主防災組織など）の備え ～共助の取り組み～

地域防災力の向上を図る

- ・ 防災に関する知識の普及・啓発
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 救出救助、応急救護訓練の実施
- ・ 防災資機材の備蓄、管理

いざというときの避難に備える

- ・ 避難場所、避難路の確認
- ・ 地域危険箇所の把握
- ・ 地域内の避難行動要支援者の把握
- ・ 避難誘導訓練の実施



初期消火訓練の様子
(平成 27 年 町防災訓練)

防災に関する知識の普及・啓発

川島町では、自主防災組織の活動などについて専門家が指導及び助言を行う、川島町防災アドバイザー制度を運用しています。

自主防災組織が、その活動に関して専門的な指導・助言を必要とする場合、町に対して防災アドバイザーの派遣を要請することができます。

防災アドバイザーによる指導事項として以下の内容などがあります。

- ・ 防災訓練又は避難訓練
- ・ 防災に係る講習会又は研修会
- ・ 防災対策の検討
- ・ 防災マップの作成

防災アドバイザー制度を積極的に活用して、自主防災組織の活動強化に役立ててください。

防災訓練の実施

自主防災組織では、地区ごとに年に1回の防災訓練を実施しています。地域の防災訓練に積極的に参加して、地域の防災力を向上させましょう。



救出救助訓練の様子
(平成 25 年 町防災訓練)



AED 訓練の様子
(平成 27 年 出丸地区自主防災訓練)

災害発生時の活動（応急対策計画で定めること）

1. 町の活動体制 ～公助の活動～

大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがある場合において、町は災害対策本部を設置し、総力を挙げて災害対応にあたります。

◆ 災害対策本部の設置

災害対策本部とは、災害対策を実施するために町長を本部長として町に設置される組織です。

◆ 災害対策本部の設置基準

種別	設置基準
地震	町域内で震度5強以上の地震が発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合
風水害	洪水予報（はん濫警戒情報）が発表された場合 複数箇所で被害が発生した場合 大規模な災害の発生が予測される場合

◆ 町民への情報伝達

町民への情報伝達は、以下の方法から適切な手段を用いて行われます。
また、重要な情報については、複数の伝達手段を用いて確実な情報伝達を図ります。

■ 町民への広報手段

- ・ 防災行政無線固定系（同報無線）
- ・ ツイッター
- ・ サイレン
- ・ かわべえメール（登録制）
- ・ 広報車（消防車両を含む）
- ・ 緊急速報メール、エリアメール
- ・ 有線電話（区長、防災関係組織）
- ・ データ放送
- ・ 伝令
- ・ 報道機関
- ・ 町ホームページ
- ・ その他使用可能な広報媒体
- ・ 航空機

かわべえメールの配信情報

「かわべえメール」では、あらかじめ登録されているパソコン、携帯電話などへ町からの防災情報を配信します。また防犯情報やイベント情報なども配信しています。

配信される防災情報

- ・ 気象警報
- ・ 台風情報
- ・ 竜巻注意情報
- ・ 避難準備情報
- ・ 避難勧告、避難指示
- ・ 火災情報 など



2. 町民の活動 ～自助の活動～

町民一人ひとりが実施すべきこと

- ・ 正確な情報の把握及び伝達
- ・ 出火防止措置及び初期消火の実施
- ・ 家族の安否確認
- ・ 適切な避難の実施
- ・ 組織的な応急復旧活動への参加と協力



・避難活動について

区分	発令時の状況	町民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者などに対する避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意など、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接や、地域の特性などから人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告などの発令後で避難中の町民は、直ちに避難行動完了 ・ まだ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動（垂直避難）

3. 地域(自主防災組織など)の活動 ～共助の活動～

自主防災組織などが実施すべきこと

- ・ 対策本部の設置、運営及び各班との連絡調整
- ・ 火災の初期消火と町災害対策本部及び関係機関への連絡
- ・ 人員の確認、地域住民の避難誘導
- ・ 避難行動要支援者の保護、安全確保
- ・ 負傷者の救護、医療機関との連携
- ・ 避難所開設への協力
- ・ 避難所運営への積極的な協力
- ・ 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- ・ 救援物資の受入、配分
- ・ 食料、飲料水の調達、配分
- ・ 防災資機材の活用

指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所とは、災害が発生した場合や発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるため一時的に避難する場所のことをいい、洪水、地震などの災害の種別によって指定します。指定するものは「○」、指定できないものは「×」としています。

No.	施設名	所在地	災害種別			
			洪水	地震	大規模な 火事	内水 はん濫
1	中山小学校	中山1333番地	○	×	×	○
2	中山小学校グラウンド	中山1333番地	×	○	○	×
3	伊草小学校	伊草238番地1	○	×	×	○
4	伊草小学校グラウンド	伊草238番地1	×	○	○	×
5	三保谷小学校グラウンド	白井沼945番地	×	○	○	×
6	出丸小学校	上大屋敷100番地	○	×	×	○
7	出丸小学校グラウンド	上大屋敷100番地	×	○	○	×
8	八ッ保小学校	畑中31番地	○	×	×	○
9	八ッ保小学校グラウンド	畑中31番地	×	○	○	×
10	小見野小学校	谷中99番地	○	×	×	○
11	小見野小学校グラウンド	谷中99番地	×	○	○	×
12	川島中学校	白井沼230番地	○	×	×	○
13	川島中学校グラウンド	白井沼230番地	×	○	○	×
14	西中学校	中山270番地1	○	×	×	○
15	西中学校グラウンド	中山270番地1	×	○	○	×
16	川島町総合運動場	下八ツ林930番地	×	○	○	×
17	平成の森公園多目的広場	下八ツ林920番地	×	○	○	×
18	かわじま公園	かわじま2丁目9番	×	○	○	×

指定避難所一覧

指定避難所とは、災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間、避難生活を送るための施設をいいます。災害の状況によって、町が開設します。

No.	施設名	所在地	電話番号
1	中山小学校	中山1333番地	297-0029
2	伊草小学校	伊草238番地1	297-0049
3	三保谷小学校	白井沼945番地	297-0077
4	出丸小学校	上大屋敷100番地	297-0074
5	八ッ保小学校	畑中31番地	297-0064
6	小見野小学校	谷中99番地	297-0076
7	川島中学校	白井沼230番地	297-0112
8	西中学校	中山270番地1	297-2427
9	川島町民体育館	下八ツ林923番地	297-1611
10	コミュニティセンター	下八ツ林923番地	297-1611
11	川島町民会館	下八ツ林926番地1	297-1667

緊急時の連絡方法

■災害用伝言ダイヤル「171」

局番なしの「171」にダイヤルすると、簡単な方法で伝言の録音と再生ができます。固定電話のほか、携帯電話やPHSでも登録が可能です。

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音と再生を行ってください。
- ・録音された伝言は、被災地の方の電話番号を知っているすべての方が聞くことができます。

※文章メッセージを登録や確認ができる、災害用伝言板（web171）との相互連携により、相互に登録したメッセージを文字と音声で確認できます。

伝言の録音	「171」→「1」→自宅の電話番号、連絡を取りたい方の電話番号（市街局番から）
伝言の再生	「171」→「2」→自宅の電話番号、連絡を取りたい方の電話番号（市街局番から）

■携帯電話による災害用伝言版

大きな災害が発生したときに、携帯電話やPHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話やPHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。

- ・以下の各社URLから、利用方法など詳細を確認してください
- ・安否情報の登録は、被災地域内の携帯電話やPHSからとなります。

NTTドコモ	https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/
KDDI (au)	http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/
ソフトバンクモバイル	http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/
Y!mobile(イ・モバイル/ウィルコム)	http://www.ymobile.jp/service/dengon/

インターネットによるガイド

川島町	http://www.town.kawajima.saitama.jp/
埼玉県防災情報メール	http://saitamapref.bosai.info/bosaimail/index.html
熊谷地方気象台	http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/
国土交通省 防災情報提供センター	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
国土交通省 川の防災情報	http://www.river.go.jp/
国土交通省 荒川上流河川事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/



圏央道川島インターチェンジ上空

川島町地域防災計画（概要版）
平成28年3月発行

問合せ：川島町 総務課 自治振興・危機管理グループ
〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1
電話 049-297-1811（代表）